

## 口座振替の申し込み先は？

- 市の口座振替を取り扱っている次の金融機関をお願いします。※順不同（市役所では申し込みできません。）
- ◇庄原農業協同組合
  - ◇広島銀行
  - ◇広島みどり信用金庫
  - ◇中国労働金庫
  - ◇中国銀行
  - ◇しまなみ信用金庫
  - ◇両備信用組合
  - ◇ゆうちょ銀行および郵便局

## 口座振替の申し込み方法は？

申し込みには、口座振替をする金融機関の「通帳」と「通帳使用（届出）印鑑」が必要です。

**手順1** 市内の金融機関、または市役所（本庁・各支所）に備え付けてある『庄原市市税等口座振替依頼書（3枚複写）』に必要事項を記入します。

**手順2** 登録する金融機関の窓口（『庄原市市税等口座振替依頼書』と、登録口座の通帳を提出します。（金融機関が印鑑や口座情報などを確認します。）

**手順3** 依頼書のお客様控えを受け取ったら申し込みは完了です！

大切に保管してください。

※新規・変更・中止のいずれの手続きも同じです。

※金融機関を変更する場合は、変更先への新規申し込みだけで大丈夫です。（変更元への中止申し込みは、不要です。）

※口座振替の開始・変更・中止は、原則、口座振替依頼書を提出した翌月からです。（払込開始希望年月欄は、申し込み月の翌月以降で希望する年と納付月を記入してください。）

### POINT 確認ポイント

水道料金・下水道等使用料は、別の『水道料金・下水道等使用料口座振替依頼書』での申し込みとなります。また使用者番号（使用水量のお知らせや領収書に記載されています。）の記入が必要です。

### 口座振替依頼書記入例

※3枚複写となっています。3枚とも金融機関へ提出してください。

市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

納税義務者（納税通知書に記載のある実際に課税されている人）の氏名などを記入してください。  
※国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。  
※依頼人以外の人（固定資産の共有分や亡くなられた人など）の税などもあわせて振り替える場合は、依頼人氏名の後にかつご書きで対象者氏名を記入してください。  
例：依頼人氏名（納税義務者氏名）

〒727-8501 庄原市中本町1丁目10番1号

郵便局以外の場合はこちらへ記入

郵便局の場合はこちらへ記入

振替え納付を希望する科目および方法に○をしてください。

開始希望年月を記入

3枚とも通帳印を押印してください。

## もし引き落とされなかったら？

再振り替えはできません。後日、市から送付する納付書で納付してください。

※水道料金・下水道等使用料を除きます。

## 口座振替で注意する点は？

- (1) 口座振替日に指定口座の残高が不足していると、引き落としができません。口座振替日の前日までに残高を確認し、不足する場合は入金しておきましょう。
- (2) 口座振替による領収書は、発行しません。通帳記帳により引き落としの確認ができます。  
※軽自動車税種別割の納税証明（継続車検用）のみ6月に送付します。
- (3) 軽自動車税種別割は、所有するすべての車両分が引き落としされます。
- (4) 納期限を過ぎたものは、口座振替できません。（この場合は、納付書で納付してください。）



ご不明な点は、収納課 ☎0824-73-1145へご連絡ください。

## 税金や使用料の納付は

# 「口座振替」がとても便利です！

税金や使用料（住宅使用料など）は、納期限までに納付書を使って金融機関などで納付する人が多いと思いますが、それを面倒に感じている人もおられるのではないのでしょうか？  
今回は、それを簡単にする方法「口座振替」についてお知らせします。

## 口座振替とは？

税金や使用料などが、あらかじめ登録（指定）した金融機関の口座から自動で引き落とされる仕組みです。（引き落とし日は、原則納期限日）※金融機関への事前申し込みが必要です。

## 口座振替の何が便利なの？

- 口座を変更（中止）しない限り、手続きは1度きりです！
- 自動的に引き落とされるため、うっかり納め忘れる心配がなくなります！
- 納付書とお金を持って金融機関などに行く必要がなくなります！

## 口座振替ができる税金などは？

口座振替できる税金などは、次のとおりです。

- 市県民税
- 固定資産税
- 軽自動車税種別割
- 国民健康保険税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 社会福祉施設使用料
- 医療従事者奨学金返還金
- 住宅使用料
- 保育料・保育所使用料
- 放課後児童クラブ利用者負担金
- 延長保育負担金
- 奨学金返還金
- 教員住宅使用料
- 放課後子ども教室利用者負担金
- 水道料金・下水道等使用料

※水道料金・下水道等使用料の口座振替依頼書は、他の税金などのものとは異なります。

※市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、普通徴収が対象です。

なお、市県民税と固定資産税は、振り替え方法を次から選択できます。それ以外の科目の振り替え方法は、各納期となります。

● 全期分：第1期に1年分（すべての期）の金額を引き落とし

● 各納期：納期限ごとに引き落とし

※全期で申し込んでも、次のような場合は各納期の振り替えとなります。

- ▶ 口座振替日に指定口座の残高が納付額に満たない場合
- ▶ 口座振替依頼書を全期の取り扱いができる期間を過ぎて提出する場合
- ▶ 年度途中で新たな課税があった場合（いずれも翌年度からは全期振り替えとなります。）

### POINT 確認ポイント

申し込みをした科目や振り替え方法は、改めて申し込まない限り変わりません。

例えば、75歳になれば国民健康保険から自動的に後期高齢者医療保険へ保険制度は変わりますが、国民健康保険税を口座振替納付としていても、後期高齢者医療保険料を引き続き口座振替納付とする場合は、改めて後期高齢者医療保険料について口座振替の申し込みが必要です。

（後期高齢者医療の保険証が届いたタイミングでの申し込みをおすすめします。）

## 口座振替は手数料が必要？

口座振替納付に手数料の負担はありません!!（手数料は市が負担します。）

